

# 岡崎市議会議案

令和2年7月臨時会



## 令和2年7月岡崎市議会臨時会議案目録

議案番号	件名	ページ
89	岡崎市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部改正について	1
90	令和2年度岡崎市一般会計補正予算（第5号）	3



## 令和 2 年第 89 号 議案

岡崎市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部改正について

岡崎市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 7 月 9 日 提出

岡崎市長 内 田 康 宏

岡崎市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例

岡崎市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例（昭和 39 年岡崎市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の見出し中「又は」を「若しくは」に改め、「減額貸付け」の次に「又は貸付料の減免」を加える。

第 5 条に次の 1 項を加える。

- 3 普通財産の貸付けを受けた者が、地震、水害、火災等の災害その他貸付けを受けた者の責めに帰することのできない事由により、当該財産を使用の目的に供し難いと認めるときは、その貸付料を減免することができる。

第 5 条の 2 の見出し中「又は」を「若しくは」に改め、「減額貸付け」の次に「又は貸付料の減免」を加え、同条中「に限る。）」の次に「及び第 3 項」を加える。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 5 条第 3 項及び第 5 条の 2 の規定は、令和 2 年 4 月 1 日以後の貸付料について適用する。

（理由）

この条例案を提出したのは、新型コロナウイルス感染症の発生、災害その他貸付けを受けた者の責めに帰することのできない事由により、貸付けを受けた財産を使用の目的に供し難い場合における貸付料の減免について定める必要があるによる。

## 令和2年第90号議案

### 令和2年度岡崎市一般会計補正予算（第5号）

令和2年度岡崎市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。  
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ726,638千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ171,519,719千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年7月9日提出

岡崎市長 内 田 康 宏

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16	国庫支出金	57,074,794	74,012	57,148,806
	1 国庫負担金	13,752,678	15,142	13,767,820
	2 国庫補助金	43,243,971	54,250	43,298,221
	3 委託金	78,145	4,620	82,765
17	県支出金	9,999,859	63,787	10,063,646
	2 県補助金	4,015,362	63,787	4,079,149
21	繰越金	600,008	588,839	1,188,847
	1 繰越金	600,008	588,839	1,188,847
	歳入合計	170,793,081	726,638	171,519,719



## 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	52,117,623	4,620	52,122,243
	1 総務管理費	8,351,634	4,620	8,356,254
4	衛生費	13,912,028	32,325	13,944,353
	1 保健衛生費	5,317,219	32,325	5,349,544
7	商工費	5,253,298	525,000	5,778,298
	1 商工費	5,253,298	525,000	5,778,298
10	教育費	17,483,510	164,693	17,648,203
	2 小学校費	2,523,683	74,500	2,598,183
	3 中学校費	1,129,724	34,000	1,163,724
	4 学校教育費	5,581,484	56,193	5,637,677
	歳 出 合 計	170,793,081	726,638	171,519,719



